



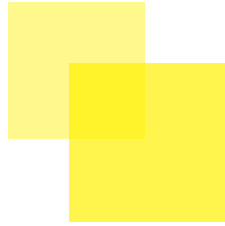
令和 2 年度
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
受審のてびき（後編）

公益財団法人 日本高等教育評価機構

目 次

令和2年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 受審のてびき（後編）

6 評価結果の確定	
1. 確定までのプロセス	5
2. 結果の受領	6
3. 事後相談	7
4. 評価結果の報告及び公表について	8
5. アンケートの実施	8
7 次回の受審まで	
1. 自己点検評価書の公開	11
2. 改善報告書等の公表及び提出	11
3. 追評価	11
4. その他のフォローアップ	11
8 付録	
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価実施大綱	15
ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準	21
公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程	24
公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院評価員規程	27
公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則	28
公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院評価のフォローアップの実施に関する細則	30



6 評価結果の確定

1. 確定までのプロセス

評価結果は、評価チームが作成する報告書案と、それに対する受審校からの意見を踏まえて、判定委員会が決定し、評価機構理事会が承認して確定します。評価が及ぶ期日の範囲は、原則として実地調査終了までとし、それ以降の改善内容は勘案されません。ただし、「不適合」の判定に当たっては、その期日を判定委員会による評価報告書案が確定する日までとします。

(1) 報告書案の受領

実地調査が終了すると、評価機構から評価報告書案を二度受取ることになります。一度目は評価チームが作成する「評価チーム評価報告書案」、二度目は判定委員会の審議を経て評価結果が記載された「評価報告書案」です。いずれも自己評価担当者へEメールで送付しますので、学内でよく確認してください。

① 評価チーム評価報告書案

書面調査・実地調査の結果として、評価チームが作成するもので、12月に自己評価担当者へEメールで送付します。

全体に対する「総評」と、基準項目ごとの「満たしている」「満たしていない」の評価、「理由」、箇条書きで「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」が記載されています。「優れた点」は、文頭に「○」がついています。「改善を要する点」「参考意見」は、いずれも、文頭に「○」又は「・」がついています。このうち「○」は、評価報告書に記載し、社会に公表する予定の項目です。「・」のものは、「専門職大学院のみに通知する事項」として3月に評価結果とともに通知します。

② 評価報告書案

判定委員会が、評価チーム評価報告書案、意見申立ての内容、評価チームの対応案を総合的に審議して作成するものです。2月に自己評価担当者へEメールで送付します。

評価チーム評価報告書案をベースに作成されますが、新たに「評価結果」として「適合」又は「不適合」の「判定」、基準ごとに「満たしている」「満たしていない」の「評価」が示されま

す。基準項目ごとの「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」は、公表すべきであると判断された事項のみ記載されます。確定後、評価報告書として評価機構のホームページなどを通じて社会に公表されます。

「基準項目」ごとの評価の基本的な考え方

評価	評価の目安
基準項目〇-〇を満たしている	「基準項目」の要求が満たされている場合
基準項目〇-〇を満たしていない	「基準項目」の要求が満たされていない場合

「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」の基本的な考え方

〈優れた点〉	<p>使命・目的及び質保証などに照らして「優れている」と判断した事項です。全て公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆質の保証及び向上に寄与する取組み ◆個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み ◆先進的で一定の成果を挙げている取組み ◆十分に成果を挙げている取組み ◆十分に整備され、機能している取組み ◆他専門職大学院の模範となるような取組み
〈改善を要する点〉	<p>※ 使命・目的及び質保証などに照らして「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項です。公表される事項と専門職大学院のみに通知される事項があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆整備が不十分であり、ほとんど機能していない場合（整備はされているが、あまり機能していない場合は、不十分の度合いに応じて指摘する） ◆日本高等教育評価機構のファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準を明らかに満たしていない場合 ◆専門職大学院設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状の

	ままでは専門職大学院運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（定員充足率、専任教員数など）
〈参考意見〉	使命・目的及び質保証などに照らして「更なる取組みが望ましい」と判断した事項です。公表される事項と専門職大学院のみに通知される事項があります。 ◆整備はされているが、あまり機能していない場合 ◆整備・充実が望ましいが、その対応については専門職大学院に判断を委ねる場合

※社会に公表する「改善を要する点」は、改善報告書等の公表及び評価機構への提出を求めます。

「基準」ごとの評価の基本的な考え方

評価	評価の目安
基準○を 満たしている	【基準1～4】の場合 ・全ての「基準項目」を満たしている場合 ・「基準」において、満たしていない「基準項目」はあるが、その「基準」の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されると確認できる場合
	【基準5】の場合 ・全ての「基準項目」を満たしている場合
基準○を 満たしていない	【基準1～4】の場合 ・「基準」において、満たしていない「基準項目」があり、その「基準」の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されると確認できない場合
	【基準5】の場合 ・「基準」に満たしていない「基準項目」が一つでもある場合

(2) 意見申立て

評価チーム評価報告書案、評価報告書案とも、疑問点や事実と相違する点などが生じた場合については、評価機構に対して意見申立てを行うこと

ができます。意見申立てには、報告書案の内容への意見と、語句の修正を求めるものの2種類があります。

なお、「不適合」の判定に当たっては、評価が及ぶ期日を判定委員会による評価報告書案が確定する日までとします。評価チーム評価報告書案では「満たしていない」基準項目にある「改善を要する点」に対する改善状況も含めて意見申立てを行うことができます。また、評価報告書案においては「不適合」の要因となっている「改善を要する点」に対する改善状況も含めて意見申立てを行うことができます。

それぞれ10日間程度の期間を設けていますので、自己評価担当者は指定の期日（報告書案送付時にお知らせします。）までに、該当部分と意見、根拠資料を記載した文書を評価機構が指定するファイル転送システムを利用して送付してください（方法は別途通知します）。様式は、評価機構の担当者から自己評価担当者へEメールで送ります。

評価チーム評価報告書案への意見は、評価チームが対応案を作成し、判定委員会において審議します。評価報告書案への意見は、まず、意見申立て審査会で審議します。その後、判定委員会が、意見申立て審査会の見解を踏まえて審議し、評価報告書案を確定します。評価報告書案への意見申立ての審議結果については、「意見申立てへの対応について（通知）」を、3月に評価報告書などとともに送付します。

2. 結果の受領

評価結果の確定は、3月になります。確定後、受審校に通知します。判定（「適合」「不適合」）にかかわらず、全ての受審校に、評価報告書を送付します。また、「専門職大学院のみに通知する事項」や「意見申立てへの対応について（通知）」がある場合は同封します。

「専門職大学院のみに通知する事項」とは、評価チーム評価報告書案において挙げられた「改善を要する点」「参考意見」のうち、社会に公表せず、専門職大学院のみに通知すべきと判定委員会が判断した事項をまとめたものです。専門職大学院の今後の発展のために参考にしてください。なお、これを受けて報告書等の提出は必要ありません。

判定が「適合」の場合には、認定証、認定マーク取扱要領、認定マークデータ（CD-ROM）を送付します。

3. 事後相談

(1) 事後相談とは

評価結果の確定後、当該年度の3月末日までの間に、受審校が評価機構と対面で行う相談を事後相談と言います。評価結果の内容（意見申立てに対する審議の経緯等も含む。）及び改善報告書の提出など、今後の手続き等について相談することができます。

できます。

(2) 受け方

事後相談を希望する場合は、あらかじめ評価機構にご連絡ください。評価機構の担当者を通じて「事後相談依頼書」の様式をお渡ししますので、日程調整の後、必要事項を記入し、公印を捺印の上、提出してください。

依頼書受領後、評価機構より回答書を送付します。なお、事後相談は原則として評価機構内で実施しますので、ご了承ください。

事後相談依頼書 例

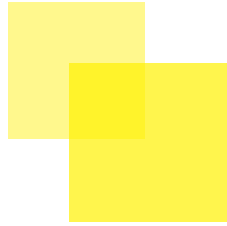
<p>公益財団法人 日本高等教育評価機構 事務局長 伊藤 敏弘 様</p>	<p>令和〇年3月〇日</p>
<p>〇〇専門職大学院 自己評価担当者又は事務局長 〇〇 〇〇</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p>公印</p> </div>
<p>事後相談の依頼について</p>	
<p>令和〇年度ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の評価結果を受け、下記のとおり事後相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>	
<p>記</p>	
<p>1. 日時 令和〇年3月〇日（〇） 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇</p>	
<p>2. 場所 日本高等教育評価機構</p>	
<p>3. 主な相談内容</p> <p>1)</p> <p>2)</p>	
<p>4. 連絡先</p> <p>（専門職大学院名） _____ （役職名） _____ （名前） _____</p> <p>住所： _____</p> <p>TEL： _____ FAX： _____</p> <p>E-mail： _____</p>	
<p>以上</p>	

4. 評価結果の報告及び公表について

「評価報告書」は、文部科学大臣に報告するとともに、評価機構ホームページにて社会に公表します。

5. アンケートの実施

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の運営等の改善と充実のためのアンケートを実施します。自己評価担当者へEメールでお送りしますので、ご協力をお願いします。



7 次回の受審まで

1. 自己点検評価書の公開

評価結果の確定後、評価機構のホームページに自己点検評価書を掲載します。受審校がホームページに公開する予定の自己点検評価書のデータを改めてお送りいただくよう依頼しますので、ご対応ください。

なお、個人情報など、保護すべき情報がある場合は、受審校の判断により削除をしてください。その際は、注釈などで明記してください。評価機構へ提出後に訂正を行った場合も同様に明記してください。

2. 改善報告書等の公表及び提出

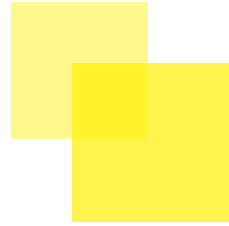
「適合」の判定を受けた受審校のうち、評価報告書で「改善を要する点」として指摘があった場合は、改善報告書等の公表及び評価機構への提出を求めています。

3. 追評価

「不適合」の判定を受けた受審校は、追評価を受けることができます。追評価を希望する場合は、指定の期日までに追評価の申請書類を提出してください。

4. その他のフォローアップ

判定が「不適合」の場合を含め、受審校から講評や相談などの求めがあった際は、評価機構において審議を行い、対応します。



8 付録

ファッション・ビジネス系専門職大学院 認証評価実施大綱

本大綱について

公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が実施するファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（以下「評価」という。）の目的は、専門職大学院等の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の専門職大学院等の発展に寄与することです。評価の実施については、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各専門職大学院とのコミュニケーションを重視しながら、各専門職大学院の個性・特色に配慮し、建学の精神を生かした改革・改善に資する活動に取り組んでいます。

令和2(2020)年4月1日から適用される学校教育法第109条第5項の改正及び学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正に対応し、評価機構は、令和2(2020)年度から新評価システムに基づく評価を実施することとしました。

本大綱は、評価の基本的な方針及び評価の実施に関する内容を記載しています。評価機構の評価は、本大綱及び本大綱に基づいて定められた「ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づいて実施します。このほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各専門職大学院が評価機構に提出する「自己点検評価書」を作成するに当たっての「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 受審のてびき」や、評価機構の評価員が評価に当たって用いる「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 評価のてびき」等があります。

評価機構は、評価を受けた専門職大学院の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見等を踏まえ、評価の方法や「評価基準」などの見直し等を行い、より適切な評価システムを構築できるように不断の努力を重ねていきます。

1. 評価の目的

評価機構が、専門職大学院からの要請に応じて行う評価は、我が国の専門職大学院の発展に寄与するために、以下のことを目的として行います。

- (1) 各専門職大学院が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「評価基準」に基

づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各専門職大学院の自主的な内部質保証の充実を支援すること。

- (2) 各専門職大学院の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各専門職大学院の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

- (3) 各専門職大学院が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

2. 評価の対象

完成年度を経たファッション・ビジネス系専門職大学院を評価の対象とします。

ファッション・ビジネスの対象とする分野は、服飾を中心とする企画、制作、生産、流通を含む総合的分野とします。

3. 評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

- (1) 内部質保証を重視した評価

各専門職大学院のエビデンスに基づく継続的な自己点検・評価等を通じて、教育研究及び専門職大学院運営全般に対する各専門職大学院の自主的・自律的な内部質保証を重点評価項目として位置付けて評価を行います。

- (2) 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価

各専門職大学院が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、「評価基準」に基づき、専門職大学院の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、「評価基準」を満たしているかどうかの評価を行います。

- (3) 専門職大学院の個性・特色に配慮した評価

評価機構が定める「評価基準」は、専門職大学院として求められる基本的な事項に加えて、専門職大学院の個性・特色に配慮した評価を行うものであり、各専門職大学院の使命・目的及び教育目的を重視し

た評価を行います。

(4) 各専門職大学院の改革・改善に資する評価

評価機構では、専門職大学院評価を専門職大学院の教育研究活動等の充実や経営改革のための不可欠な手段であると位置づけ、評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視した評価を行います。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

専門職大学院の高度な教育研究活動等を適切に評価するために、大学の教職員を主体としたピア・レビューによる評価を行います。一方、専門職大学院の教育研究活動等に関して識見を有する大学外の有識者、関連業界及び学協会の関係者等をファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）委員に加えることにより、評価の客観性、社会的妥当性を確保した評価を行います。

(6) 定性的評価を重視した評価

各専門職大学院の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価を行います。

(7) コミュニケーションを重視した評価

評価に当たっては、評価機構が一方的に判断をしてその結果を公表することがないよう配慮し、評価を希望する各専門職大学院の自己評価担当者等に対する説明会等の実施や意見申立ての機会を二度設けるなど、各専門職大学院と評価機構とのコミュニケーションを重視した評価を行います。

(8) 透明性が高く、信頼される評価

専門職大学院からの意見申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行います。また、評価システムに対する専門職大学院と社会からの意見を取入れるなど、信頼性の確保に努めます。

4. 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、判定委員会の下に、具体的な評価を行うために、評価員で構成された評価チームを編制します。評価員は登録制として、広く大学の関係者で構成します。各専門職大学院の教育研究分野や地域性などの状況が多様であることを勘案し、評価チームには、国公立大学の関係者、関連する業界の関係者及び学協会等の有識者、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者などの中から対象専門職大学院を適切に評価しうる評価員を配置します。また、評価員の人数は対象専門職大学院の規模や研究科の構成によって異なりますが、原則として5人程度とします。

また、評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場から専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価員が共通理解のもとで、公正、適切かつ円滑にその評価活動を遂行できるように、専門職大学院評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。研修方法としては、「評価基準」及び評価の実施方法を中心とした説明会などを行うとともに、必要に応じて、評価員経験者からの経験談や評価チームごとのグループ研修などを実施し、評価員の意思統一及び評価の質の向上を図ります。

判定委員会の委員は、国公立大学の関係者、関連する学会・業界、経済団体等の関係者の10人以内で構成し、最終的に評価機構の理事会で決定します。

ただし、次のような対象専門職大学院に直接関係する評価員及び判定委員は、対象専門職大学院の評価の業務に従事できません。

- ① 評価対象専門職大学院の修了者
- ② 評価対象専門職大学院に専任、または兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた者
- ③ 評価対象専門職大学院に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた者
- ④ 評価対象専門職大学院の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、あるいは5年間以内に参画していた者
- ⑤ その他、評価機構で不適正と認める者

5. 評価基準

専門職大学院の教育研究活動等を総合的に評価するために、「基準1. 使命・目的等」「基準2. 学生」「基準3. 教育課程」「基準4. 教員」「基準5. 内部質保証」の五つの「基準」を設定しました。この「評価基準」は、専門職大学院の基本的な事項で構成されており、「基準項目」ごとに、各専門職大学院が満たすことが必要な内容が規定されています。

各「基準項目」には、学校教育法及び専門職大学院設置基準等の法令の遵守の状況も踏まえた「評価の視点」を設定しています。

特に、「基準5. 内部質保証」は、その他の四つの「基準」の評価とも関連付けた重点評価項目として設定しています。

6. 評価の実施方法等

(1) 評価プロセス

評価のプロセスは以下のとおりです。

① 評価受審時の自己点検・評価等に関する説明会の実施

評価機構では、評価機構の評価に申請した対象専門職大学院の自己評価担当者等に対して、評価機構が行う評価の仕組み、方法や「自己点検評価書」の記述方法などについて説明会等を実施します。

② 評価受審時の自己点検・評価

対象専門職大学院は、評価機構の「専門職大学院認証評価 受審のてびき」に従って自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」を作成します。

作成に当たっては、学校教育法及び専門職大学院設置基準等の内容を踏まえ、まず、「基準項目」ごとに「評価の視点」に沿って教育研究活動等の状況を、必要に応じて専攻ごとに区分して分析し、その結果に基づいて「満たしている」「満たしていない」の「自己判定」を行います。自己判定については、エビデンスを示しながら、「自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）」「改善・向上方策（将来計画）」を簡潔に記述します。評価機構が示した「評価の視点」のほかに、専門職大学院の状況や目的に応じて独自の視点が必要な場合には、各「基準項目」に対応した独自の視点を設定し、記述することができます。次に、「基準項目」

の「自己判定」の結果を総合的に勘案して、「基準」ごとに「自己評価」を簡潔に記述します。なお、「基準」ごとの「自己判定」は求めていません。

③ 評価機構による評価

(i) 評価機構は、対象専門職大学院から提出された「自己点検評価書」に基づき、別に定める判定基準より、以下の評価・判定を行います。

- ・「評価の視点」の内容を踏まえ、「基準項目」ごとに「満たしている」「満たしていない」の評価を行います。

- ・「基準項目」の評価を踏まえ、「基準」ごとに「満たしている」「満たしていない」の評価を行います。

- ・「基準項目」をすべて「満たしている」場合は、「基準」を「満たしている」と評価します。

- ・「基準5. 内部質保証」以外の四つの「基準」において、満たしていない「基準項目」がある場合、その「基準」の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると確認できる場合は、「基準」を「満たしている」と評価し、確認できない場合は、「基準」を「満たしていない」と評価します。

- ・「基準5. 内部質保証」に満たしていない「基準項目」がある場合は、「基準5. 内部質保証」を「満たしていない」と評価します。

- ・「評価基準」全体として満たしているか否かを総合的に判断し、「適合」又は「不適合」の判定を行います。

五つの「基準」をすべて満たしている場合は、「適合」とします。

五つの「基準」のうち、満たしていない「基準」が一つ以上ある場合は、「不適合」とします。

- ・「自己点検評価書」の作成、実地調査など、評価機構が行う評価の過程において、虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した場合は、「不適合」とします。

(ii) 「不適合」の専門職大学院は、改善を必要とする事項に対し、評価機構が指定した期間内に追評価を申請することができます。専門職大学院から申請があった場合、評価機構は別に定める規則により追評価を行い、「適合」又は「不適合」の判定を行います。

(iii) 社会に対する説明責任の観点から、対象専門職大学院の全体の状況についての総評を記述します。

(2) 評価方法

評価は、「専門職大学院認評価 評価のてびき」に基づき、書面調査及び実地調査により実施します。書面調査では、対象専門職大学院が作成する「自己点検評価書」（「自己点検評価書」の根拠として提出された資料、データ等を含みます。）の分析を行うとともに、「自己点検評価書」の誠実性や学校教育法及び専門職大学院設置基準等の法令への適合状況や設置計画履行状況等調査結果への対応状況等を含めて確認します。実地調査では、書面調査で確認できなかった点等を中心に調査を実施します。

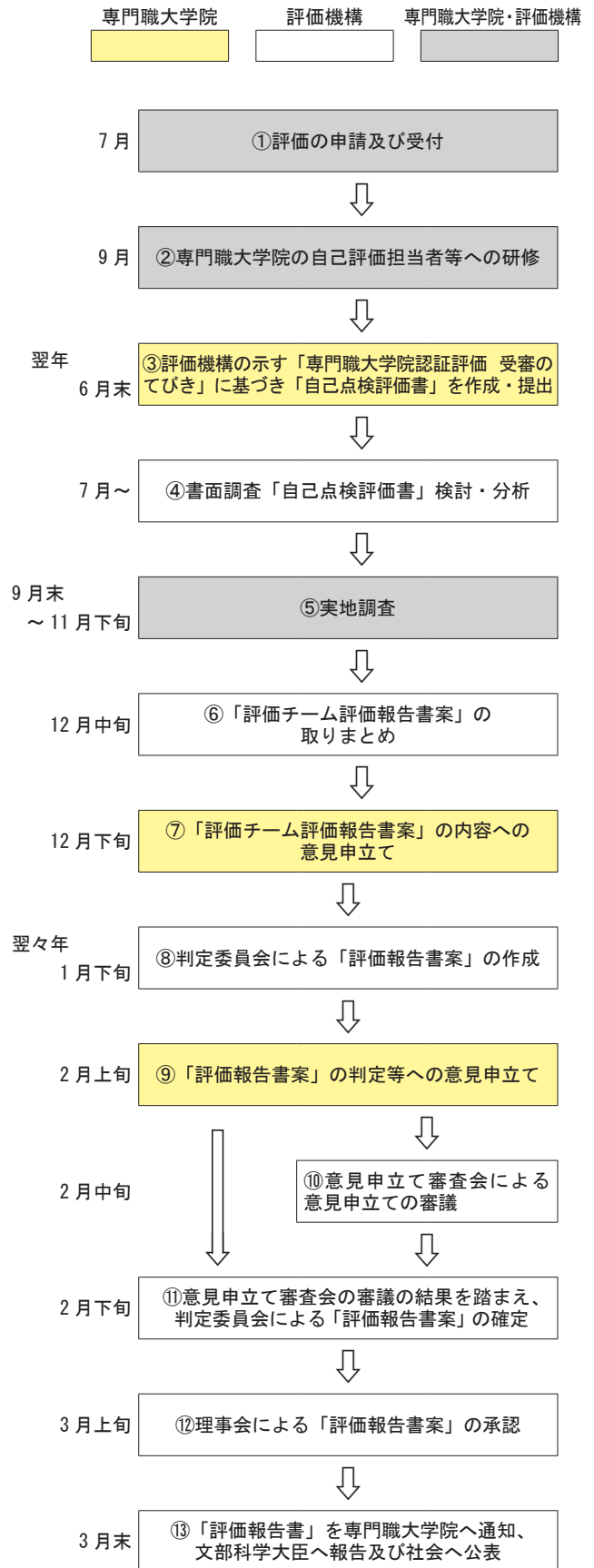
(3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価の結果は、今後の専門職大学院の教育研究活動等の改善につなげるものであると同時に、また、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおける透明性を確保するだけでなく、評価結果の正確性を確保し、最終的に確定する必要があります。

加えて、評価機構では、対象専門職大学院とのコミュニケーションを重視しているため、対象専門職大学院から二度にわたる意見の申立ての機会を設けます。まず、一度目は、評価チーム評価報告書案の内容に対し、意見申立ての機会を付与します。二度目は、最終的に評価結果を確定する前の段階で、判定委員会が作成した評価報告書案の判定等に対する意見の申立ての機会を設けます。

評価報告書案に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために判定委員会の下にファッション・ビジネス系専門職大学院意見申立て審査会（以下「意見申立て審査会」という。）を設け、審議を行った上で、判定委員会において最終的に判定結果を確定します。

7. 評価の基本スケジュール



- ① 専門職大学院からの評価の申込みを受付けます。
- ② 評価機構は、対象専門職大学院の自己評価担当者等に対して、「自己点検評価書」の記述方法や今後のスケジュール等について説明会等を実施します。
- ③ 対象専門職大学院は、評価機構の示す『専門職大学院認証評価 受審のてびき』に基づき、「自己点検評価書」を作成し、評価機構に提出します。
- ④ 評価機構では、十分な研修を受けた評価員で構成する評価チームにおいて、対象専門職大学院から提出された「自己点検評価書」の検討・分析などの書面調査を行います。
- ⑤ 評価チームは、書面調査の分析結果をもとに実地調査を行います。
- ⑥ 評価チームは、書面調査と実地調査の結果を踏まえ、「評価チーム評価報告書案」を作成し、評価機構に提出します。
- ⑦ 評価機構は、「評価チーム評価報告書案」を対象専門職大学院に通知します。対象専門職大学院は、「評価チーム評価報告書案」に対する意見があれば申立てを行います。
- ⑧ 判定委員会では、「評価チーム評価報告書案」及び専門職大学院からの意見申立てを考慮し、また、必要に応じて評価員や対象専門職大学院の責任者等に対するヒアリングを行い、事実確認等をした上で、「評価報告書案」を取りまとめます。
- ⑨ 評価機構は、評価結果を最終的に確定する前に、「評価報告書案」を対象専門職大学院に通知します。対象専門職大学院は、評価機構から通知された「評価報告書案」に意見があれば申立てを行います。
- ⑩ 意見申立てがあった場合、意見申立て審査会を開催し、意見申立ての内容の審議を行います。
- ⑪ 判定委員会は、意見申立て審査会の審議の結果を踏まえて、「評価報告書案」を確定します。
- ⑫ 「評価報告書案」を理事会に提出し、承認を得ます。
- ⑬ 「評価報告書」は、専門職大学院へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告します。また、ホームページ等を通じて広く一般社会に公表します。

8. 評価結果の公表と情報公開

- (1) 「評価報告書」は、対象専門職大学院に通知するとともに、文部科学大臣に報告します。また、評価機構のホームページにおいて「評価報告書」とともに、各専門職大学院の「自己点検評価書」を掲載することにより、評価結果等を広く社会に公表します。
- (2) 評価機構は、公的責任のある組織として、組織体制の透明性・客観性を重視し、学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供します。
- (3) 評価機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合には、評価機構の定める規定に基づき対応します。ただし、専門職大学院から提供され、評価機構が保有することになった文書については、原則として公開しません。

9. 評価料

専門職大学院が評価を受ける場合は、専門職大学院の規模等に応じて、以下の評価料を負担するものとします。また、評価料には消費税を加算します。

[評価料]

- (1) 1研究科あたり 300万円
- (2) 実地調査に関わる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）

なお、専門職大学院が追評価を受ける場合は、評価機構が別に定める規則により評価料を請求します。

10. 評価の時期

評価は、毎年度1回実施します。評価機構に評価を希望する専門職大学院は、申請受付期限までに、別に定める様式に従って、評価機構に申請します。また、評価機構は、専門職大学院から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該専門職大学院の評価を実施します。評価機構において、対象専門職大学院が評価を受ける周期は、5年以内ごとになります。

11. 評価のフォローアップ

(1) 改善報告書等

「適合」の判定を受けた専門職大学院のうち、「改善を要する点」として指摘があった専門職大学院には、「改善報告書」等の公表及び提出を求めます。求められた専門職大学院は、評価機構が指定する期間内に「改善報告書」等を当該専門職大学院のホームページに公表するとともに、同「改善報告書」等を評価機構に提出するものとします。評価機構において、提出された「改善報告書」等を審議し、その結果を対象専門職大学院に通知します。

その他、評価のフォローアップとして、専門職大学院大学から講評や相談などの求めがあった場合は、評価機構において審議を行い、対応します。

(2) 変更の届出等

評価機構が「適合」の判定を受けた専門職大学院の継続的な質の保証を行うために、評価を受けた専門職大学院は、次の評価を受ける前に、評価機構が定める重要事項（教育課程または教員組織等）について変更を行った場合には、その旨を評価機構に届け出るものとします。なお、「適合」の判定を受けた専門職大学院が法的、社会的問題を惹起した場合、評価機構は当該専門職大学院に対して、当該問題に対する説明等を求めることがあります。

12. 「適合」の判定の取消し

「適合」の判定を受けた専門職大学院が、評価終了後に虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為を意図的に行っていたことが判明した場合、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことがあります。

13. 評価システムの改善

評価機構では、常時、評価システムの改善を行います。評価システムの改善のために、評価を受けた専門職大学院の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見、高等教育に関する調査研究活動の成果等を参考にするとともに、評価機構が行う自己評価の結果などを踏まえて、適宜、「評価基準」等の改善を図り、専門職大学院を評価するために、より適切な評価システムの構築に努めます。「評価基準」や評価方法等を変更する場合は、事前にパブリックコメン

ト等を行うことにより、その過程の公正性及び透明性を確保します。

ファッション・ビジネス系専門職大学院 評価基準

基準 1. 使命・目的等

領域：使命・目的、教育目的

本基準の趣旨

専門職大学院は、理論と実務を架橋した実践的な教育研究を行う、高度な専門職人材養成を目的とした課程です。このため、専門職大学院として社会の要請に応え、どのような使命・目的を果たそうとしているのか、更にその使命・目的を達成するために、研究科または専攻ごとに、教育研究の方針と達成目標を定め、これらを社会に表明する必要があります。本基準はそのことを確認するものです。

具体的には、教育研究、社会貢献などの使命・目的を明確に定めるとともに、教育目的（研究科又は専攻ごとの人材養成に関する目的）を学則等において明確に定め、①ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）②カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）③アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）—に反映するとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築し、計画的に使命・目的及び教育目的を実現していくことが求められます。

基準項目・評価視点

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
①意味・内容の具体性と明確性
②簡潔な文章化
③個性・特色の明示
④変化への対応
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映
①役員、教職員の理解と支持
②学内外への周知
③中長期的な計画への反映
④三つのポリシーへの反映
⑤教育研究組織の構成との整合性

基準 2. 学生

領域：学生の受入れ、学修支援、学生サービス、学修環境

本基準の趣旨

専門職大学院は、どのような個性や志望を持った学生が本学に相応しいかを明記したアドミッション・ポリシーを示すとともに、この方針が具体的な入学者選抜方法に生かされていることが求められます。

また、学生の自主的かつ効果的な学修を支援するための助言・指導や安定した学生生活を支えるための学生サービスに対する専門職大学院としての組織的対応が必要です。学生の意見・要望を的確に把握し、それを活用していくことも必要です。

そのほか、教育研究上の目的を達成するために必要な施設設備等の学修環境が整備され、有効に活用されていることが必要です。

基準項目・評価視点

2-1. アドミッション・ポリシーと入学者選抜等の整合性
①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
③教育に相応しい環境の確保のための収容定員と入学定員、在籍学生数の適切な管理
2-2. 学修支援体制の整備と運営の適切性
①履修指導や学修相談などの学修支援体制の整備と、学生の意見を把握した上での適切な運営
②通信教育を実施している場合には、多様なメディアを利用する教育を効果的に行えるよう、学修支援のための適切な組織の設置
2-3. 学生サービス体制の整備と運営の適切性
①学生サービスのための組織の設置と学生の意見を把握した上での適切な運営
②学生に対する適切な経済的支援
③学生に対する適切な健康相談、生活相談等
④就職・進学に関する相談・支援の体制の整備と適切な運営
2-4. 教育研究目的を達成するための施設・設備の有効性
①校地、校舎、図書・資料、情報関連設備、附属施設等、教育研究目的を達成するための必要な施設・設備の整備と有効的な活用
②学修環境についての学生・教職員の意見を把握した改善の努力

2-5. 施設・設備の安全性の確保と維持・管理の適切性

①施設・設備の安全性の確保と適切な維持・管理

基準3. 教育課程

領域：修了認定、教育内容・方法、学修指導、学修成果

本基準の趣旨

教育課程は、研究科または専攻等ごとに定められた教育目的に沿い、かつ、学生のニーズや関係業界の人材養成への期待を踏まえる必要があります。また、その内容、水準は、授与される学位との関連で適切であることが求められます。単位認定や修了認定の基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、学修成果の点検・評価方法の確立・運用を通じて、専門職大学院の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更なる教育課程、教育内容・方法及び学修指導等の改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。

基準項目・評価視点

3-1. 単位認定、修了認定等の要件設定と運用
①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定の基準、課程修了要件の明確な設定と学生への明示及び厳正な適用
3-2. 教育目的の達成に向けたカリキュラム・ポリシーの明確化等
①教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーの明確化
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-3. カリキュラム・ポリシーに沿って理論的教育と実務的教育の架橋に留意した体系的な教育課程の編成
①教育課程連携協議会の適切な構成と運営
②教育課程連携協議会の意見を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の適切な配置と、理論的教育と実務的教育の架橋に配慮した体系的な教育課程の編成

③ファッション・ビジネス系の職業分野における人材養成及び学位名称に照らして適切な人材養成の期待に応え得る教育課程の内容・水準

④次の各事項を踏まえた教育課程の内容

1. 教育課程が、クリエイションとマネジメントを総合的に扱うファッション・ビジネスの実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、創造力、企画力等をグローバルな視点で修得させるとともに、高い倫理観を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。
2. 以下の科目が養成目的に応じて重点的に、かつ、バランス良く履修できるよう、教育課程が編成されていること。
 - ・ファッション・クリエイションに関する科目
 - ・ファッション・テクノロジーに関する科目
 - ・ファッション・マネジメントに関する科目
 - ・総合的な専門性に関する科目
3. 基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。
4. 人材養成目的を達成するための理論科目と実技科目のバランス

⑤人材養成目的に合った履修モデルの設定

3-4. 教育目的に相応しい授業形態、学修指導等の実効性

- ①履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫
- ②教育目的を踏まえ実践的な教育を行うよう、インターシッピングや、ケース・スタディ、フィールド・スタディ、双方向または多方向に行われる討論など授業方法について専門職大学院としての特色ある工夫
- ③1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記されたシラバスの作成と活用
- ④授業を行う学生数の適切な設定
- ⑤通信教育を行っている場合には、添削等による指導を含む印刷教材等による授業、放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法の適切な整備

3-5. 学修成果の達成状況の点検・評価の適切性

- ①学生の学修状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等による、学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

基準 4. 教員

領域：教員組織、人事の方針、FD (Faculty Development)、教員配置等

本基準の趣旨

専門職大学院は、その使命・目的を達成するよう教員の組織編制に関する基本方針を明確にした上で、この方針に沿うとともに専門職大学院設置基準等の法令上の基準を充足するよう、必要な教員を確保し適切に配置することが求められます。また、教員の教育研究活動を支援する体制を整えると同時に、教育研究活動の向上のための教員による組織的な取り組みが行われるようにする必要があります。

基準項目・評価視点

4-1. 教育課程を遂行するための教員配置の適切性
①教員の組織編制に関する基本方針の明確化と、この方針に基づいた教育課程を運営するために必要な教員の確保、適切な配置
②教員の組織編制に関する基本方針について、専任教員（実務家教員を含む）の数及び資格に関する専門職大学院設置基準の関係規定の遵守
③教員構成（専門分野、実務家教員と研究者教員等）のバランスの適切性
4-2. 教員の採用・昇任方針の明確性、運用の適切性
①教員の採用・昇任の方針の明確化と、採用・昇任の方針に基づく規定の設定、適切な運用
4-3. 教員の教育研究活動を支援・活性化する体制の適切性
①教員の教育研究活動を支援する RA (Research Assistant) 等の適切な活用と研究費等の資源の適切な配分
②授業の内容・方法の改善・向上のための組織的な活動 (FD 等) の実施とその成果
③教員の教育研究活動を活性化するための評価体制の整備と適切な運用
4-4. 教員人事における意思決定の適切性
①教員人事における専門職大学院の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

基準 5. 内部質保証

領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル

本基準の趣旨

内部質保証のためには、恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制が明確になっていることが必要です。その体制のもとで、自主的で継続的な自己点検・評価が行われることが求められます。研究科・専攻による三つのポリシーを起点とする教育の質保証とともに、改善・改革のための営みとして行われることも大切です。

基準項目・評価視点

5-1. 内部質保証の組織体制
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
5-2. 内部質保証のための自己点検・評価
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
5-3. 内部質保証の機能性
①内部質保証のための専門職大学院全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第4条の規定に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）がファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（以下「評価」という。）を行うために必要な事項を定める。

(評価の目的)

第2条 本機構が行う評価は、以下の各号を主たる目的とする。

- (1) 各専門職大学院が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各専門職大学院の自主的な内部質保証の充実を支援すること
- (2) 各専門職大学院の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各専門職大学院の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること
- (3) 各専門職大学院が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること

(評価の対象)

第3条 完成年度を経たファッション・ビジネス系専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）を評価の対象とする。ファッション・ビジネスの対象とする分野は、服飾を中心とする企画、制作、生産、流通を含む総合的分野とする。

(実施体制)

第4条 本機構は、評価の判定、評価員の選定及び評価員で構成される評価チームの編制並びに評価システム等の審議を行うために、定款第41条の規定に基づき、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設ける。

- 2 前項の判定委員会については、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会規程で定める。
- 3 本機構は、評価を行うために、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価員規程（以下「評価員規

程」という。）第5条に基づき、評価員を委嘱する。

- 4 前項の評価員に関する事項は、評価員規程で定める。
- 5 評価員及び判定委員は、以下の各号に掲げる当該専門職大学院の評価業務には従事できないものとする。
 - (1) 当該専門職大学院の卒業者
 - (2) 当該専門職大学院に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
 - (3) 当該専門職大学院に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
 - (4) 当該専門職大学院の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画、あるいは過去5年間以内に参画していた場合
 - (5) その他本機構で不適正と認める者

(申請)

第5条 評価を申請する専門職大学院は、本機構に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

- 2 本機構は、評価申請専門職大学院より評価申請書が到着後、正当な理由がある場合を除き、速やかに、認証評価申請受理通知書を送付しなければならない。

(評価の中止)

第6条 当該専門職大学院は、特別な事由により評価が継続できない場合、理事長の承認を得て評価を中止することができる。

- 2 前項の申入れは、文書により理事長に行うものとする。
- 3 本機構は、正当な理由がある場合は、評価を中止することができる。
- 4 本機構は、評価を中止した場合は、当該専門職大学院宛文書により通知する。

(評価チーム評価報告書案の作成等)

第7条 評価チームは、当該専門職大学院の自己点検評価書及び実地調査最終日までの全体の状況を踏まえて、評価チーム評価報告書案を作成し、本機構に提出する。

(評価チーム評価報告書案の通知)

第8条 本機構は、評価チーム評価報告書案を、当該専門職大学院に通知する。

(評価チーム評価報告書案に対する意見申立て)

第9条 当該専門職大学院は、評価チーム評価報告書案に対して意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

2 前項の意見申立てを行う専門職大学院は、本機構に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

(評価報告書案の作成)

第10条 判定委員会は、評価チーム評価報告書案及び当該専門職大学院からの意見申立てがある場合、その内容も踏まえて、評価報告書案を作成する。

2 判定委員会は、前項の評価報告書案を作成するに当たっては、当該専門職大学院の評価員から報告を聴くことができる。

3 判定委員会は、原則として実地調査最終日までの当該専門職大学院の全体の状況を踏まえて、「適合」、「不適合」の判定を行う。ただし、「不適合」の判定に当たっては、その期日を判定委員会による評価報告書案が確定する日までとする。

4 評価報告書案の構成及び判定等に関する事項は、理事長が別に定める。

(評価報告書案の通知)

第11条 判定委員会は、評価報告書案を当該専門職大学院に通知する。

(評価報告書案に対する意見申立て)

第12条 当該専門職大学院は、評価報告書案に対して、意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

2 前項の意見申立てを行う専門職大学院は、本機構に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

3 判定委員会は、当該専門職大学院より意見申立てがあった場合、再審議を行う。

4 評価報告書案に対する意見申立ての審議は、

ファッション・ビジネス系専門職大学院意見申立て審査会意見申立て審査会（以下「審査会」という。）で行ったうえで、判定委員会において評価報告書案を確定する。

5 審査会については、ファッション・ビジネス系専門職大学院意見申立て審査会規程で定める。

(評価報告書案の承認)

第13条 判定委員会は、評価報告書案を理事会に提出し、理事会の承認を得る。ただし、理事会の承認の際には、第4条第5項で定める当該専門職大学院の関係者はこれに加わらないものとする。

(評価報告書の公表等)

第14条 本機構は、理事会の承認を得た評価報告書を、速やかに当該専門職大学院に送付する。

2 本機構は、当該年度の評価報告書を取りまとめ、文部科学大臣へ報告する。

3 本機構は、前項の評価報告書をホームページにおいて社会に公表する。

(追評価)

第15条 「不適合」と判定された専門職大学院は、指定の期日までに、改善を必要とする事項について、追評価を受けることができる。

2 追評価を申請する専門職大学院は、本機構に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

3 追評価の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(評価のフォローアップ)

第16条 「適合」と判定された専門職大学院において、改善を必要とする事項があった場合は、改善報告書等の公表及び提出を当該専門職大学院に求める。

2 前項の改善報告書等の公表及び提出が求められた専門職大学院は、指定の期日までに改善報告書等を当該専門職大学院のホームページに公表するとともに、本機構に提出するものとする。

3 第1項の改善報告書等については、改善報告等審査会で審議した結果を判定委員会に提案し、その結果を確定したうえで、当該専門職大学院に通知する。

4 その他の改善報告書等の審議及びフォローアップに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(専門職大学院の変更の届出)

第 17 条 本機構の評価結果が「適合」とされた専門職大学院は、次の認証評価を受ける前に、文部科学省の認可が必要な事項の変更を行った場合には、その旨を本機構に届けるものとする。

(「適合」の取消し)

第 18 条 「適合」と判定された専門職大学院が、評価終了後に、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為を意図的に行っていたことが判明した場合、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことができる。

(評価の周期)

第 19 条 本機構の評価の周期は、評価実施年度から起算して 5 年以内ごととする。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、判定委員会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院評価員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が事業として行うファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価を実施する評価員の職務等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 評価員とは、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）のもとに評価対象専門職大学院ごとに編制される評価チームの一員として具体的な評価を行う者をいう。

(評価員候補者の推薦及び登録)

第3条 評価員候補者は、次の各号に掲げる者を登録する。

- (1) 国公立大学の関係者、関連する業界の関係者及び学協会等の有識者、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者などの中から所属する機関の長から推薦された者
- (2) 前号に関わらず、理事長が認めた者

(登録期間)

第4条 評価員候補者の登録期間は3年とし、更新は妨げない。

(評価員の委嘱)

第5条 評価員は、評価員候補者の中から判定委員会を選定し、理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 評価員の任期は、前条により委嘱された時から当該年度3月末日までとする。

(職務)

第7条 評価員は、次の職務を行う。

- (1) 評価対象専門職大学院の書面調査
- (2) 評価対象専門職大学院の現地調査
- (3) 評価対象専門職大学院の評価チーム評価報告書案

の作成

- (4) 評価実施のための諸会議への出席
- (5) その他評価の実施に関すること

(セミナー、評価実施等への出席に係る手当及び旅費の支給)

第8条 評価員に対する手当及び旅費の支給については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、判定委員会の議を経て理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）のファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第10条第4項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

(適合)

第2条 本機構が定めるファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしているとファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した専門職大学院に対し、「適合」と判定する。

(不適合)

第3条 本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した専門職大学院に対し、「不適合」と判定する。

2 評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した専門職大学院に対し、「不適合」と判定することができる。

(基準ごとの評価)

第4条 判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

2 全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

3 基準1から基準4までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

4 基準1から基準4までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委

員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

5 基準5において、満たしていない基準項目がある場合は「基準5を満たしていない。」と評価する。

(基準項目ごとの評価)

第5条 判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

2 専門職大学院の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

3 「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他専門職大学院の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。

4 「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。

5 「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は専門職大学院設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは専門職大学院運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。

6 「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については専門職大学院に判断を委ねる場合に記述する。

(評価報告書案の構成)

第6条 評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」で構成する。

- 2 前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、令和元年6月4日から施行する。
- 2 公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院評価の判定に関する細則は、廃止する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院評価のフォローアップの実施に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）のファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第16条第4項の定めにより、改善報告書等の審議及びフォローアップに関し必要な事項を定める。

(改善報告書等の公表及び提出)

- 第2条 評価規程第16条第1項に定める「改善を必要とする事項」は、評価報告書に「改善を要する点」として付された全ての指摘事項を対象とする。
- 2 「改善を要する点」が2つ以上ある場合、「改善を要する点」ごとに改善報告書等を公表し、取りまとめて本機構に提出する。
- 3 評価規程第16条第2項に定める「指定の期日」は、評価を受けた翌年度から起算して3年間とする。
- 4 改善報告書等の受付期間は、毎年7月の1か月間とする。
- 5 改善報告書等の様式は、別に定める。

(改善報告書等の最終結果)

- 第3条 評価規程16条第3項に定める最終結果は、「改善が認められた」、「改善傾向にあるが、今後の成果が望まれる」又は「改善が認められない」のいずれかとする。
- 2 最終結果のほかに、「所見」を付すことができる。

(その他のフォローアップ)

- 第4条 本機構は、本機構で認証評価を受けた専門職大学院から講評や相談等の求めがあった場合、その対応について審議し、必要に応じて理事長の承認を得るものとする。
- 2 本機構は、講評や相談等を希望する専門職大学院に対し、文書の提出を求めることができる。

(雑則)

第5条 この細則の改廃は、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の議を経て理事長が

決定する。

附 則

この細則は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
受審のてびき（後編）

令和2年9月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11 第2星光ビル 2階

TEL 評価事業部 03-5211-5181

評価研究部 03-5211-5182

総務部 03-5211-5131

FAX 03-5211-5132

URL <https://www.jihee.or.jp/>